平成21年第2回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場 開閉会日時及び宣言

平成21年6月19日 午前10時00分

○応招(不応招)議員及び出席並びに欠席議員

出席議員(14名)

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 3番 峯 新一 4番 三田敏和

5番 安元慶彦 6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克

9番 茂呂孝志 10番 古野啓藏 11番 福島文博 12番 亀頭寿太郎

13番 坪根秀介 14番 村上正弘

欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名 町長 鶴田忠良・ 教育長 百留隆男・ 副町長 奥野勝利 会計管理者 末吉秋雄・ 総務課長 友岡みどり 企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治 健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸 教務課長 福本豊彦・ 総務係長 岡崎 浩

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成21年第2回定例会議事日程(3日目) 平成21年6月19日 午前10時00分 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第33号 上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または 処分に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第34号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第35号 上毛町飼い犬取締条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第36号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第1号)

日程第 6 議案第37号 平成21年度上毛町老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第 7 議案第38号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

日程第 8 議案第39号 平成21年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第40号 町道路線の認定について

日程第10 発議第 1号 上毛町議会議員定数条例の制定について

日程第11 発議第 2号 教育予算の確保と充実を求める意見書について

日程第12 発議第 3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

日程第13 議案第43号 工事請負契約の締結について(築上東中学校校舎等耐震 補強等改修工事)

日程第14 議案第44号 平成21年度上手町一般会計補正予算(第2号)

日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

日程第16 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会議の経過(3日目)

開議 午前10時00分

○議長(村上正弘君) 皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。一礼して御着席ください。

ただいまの出席議員は全員です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、御確認ください。

○議長(村上正弘君)日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、6月9日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、 各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対す る質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、 議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解をお願いします。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長あてに提出されておりますので、 運営資料の中に写しをお配りしております。

各委員長報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解ください。

委員会付託案件の審査がすべて終了した後、本日、町長から提出された追加議案の審議を行います。追加議案は本日審議する議案のため、提案理由の説明に引き続き議案内容の説明を受け、質疑、討論、採決を行います。このことも、議会運営委員会を開催していただき、答申をいただいておりますので、報告をします。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、お手元に配付の各氏の出席 を認め、会議に出席をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(村上正弘君) これより、各常任委員長から、委員会に付託した案件の審査状況 の報告を受けます。なお、さきに申し上げましたが、各委員長の報告は、委員会付託 案件をまとめて報告いたしますので、議事日程は変更になります。

討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了承ください。

○議長(村上正弘君)日程第3、議案第34号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第35号 上毛町飼い犬取締条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第36号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第1号)(所管分)、日程第6、議案第37号 平成21年度上毛町老人保健特別会計補正予算(第1号)、日程第7、議案第38号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第7、議案第38号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第11、発議第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書、以上6件を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

增矢委員長。

○文教厚生委員長(増矢年克君)おはようございます。文教厚生常任委員会から報告いたします。

当委員会は、6月16日午前8時55分開会、午前10時15分に閉会、議会中小会議室において、町長以下執行部の出席をもって開会いたしました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の条例案2件、予算案3件、計5件と、 議員発議1件の合計6件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議 規則第77条の規定により報告いたします。

議案第34号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

質疑、妊婦健診の場合、他の自治体では健診費用を負担しているところであるが、 出産一時金については上毛町では妊婦健診のような他の自治体が行っている負担は行われているという認識でいいか。答弁、現在の出産費用は大体38万前後であり、国の示した基準で十分に満たされていると思う。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第35号 上毛町飼い犬取締条例の一部を改正する条例について。

質疑、予防員とは各市町村に一人ずつとかそういうものなのか。答弁、予防員とは 県保健福祉環境事務所の職員のことであります。

質疑、犬の捕獲などはすべて県が対応するのか。答弁、野犬に関しては県も町も対 応している。

大等の引き取りの頻度は。答弁、大体、週に1回程度である。

計論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第36号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第1号) (所管分) について。 質疑、総括説明に対して。

質疑、水道基本計画事業がありますが、合併特例交付金を活用するので拡大すると したら、大平地域のどのエリアを考えているか。答弁、水道基本計画にてどのエリア を水道事業実施するか決定されるので、現時点では既存のエリアだけであります。エ リアの拡大は700トンの水量ではできません。

質疑、太陽光の発電の設備はいつごろまでに設置される予定か。答弁、本予算が可 決されれば速やかに実施していきたい。9月ごろには可能ではないかと思う。

各担当課長に対しての質疑。

げんきの杜の調理室炊飯器の修繕だが、指定管理の場合、幾ら以上は町が負担するようになっているのか。答弁、今回の炊飯器の修繕ですが、協定書の内容から町の負担となり、予算計上しております。

質疑、中学校の技術科棟の建設確認申請は、校舎の耐震補強に伴う仮の建物建設の ためなのか。答弁、技術科棟については、今回の改修工事と一体で建て替えを行うも のです。

質疑、乳幼児医療のシステムも整い、7月から稼働するが、吉富町と中津市は乳幼児医療は無料となっているが、上毛町は将来的に無料化をどう考えているか。答弁、 無料化に向けて考えていきたい。時期については新年度になると思われる。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第37号 平成21年度上毛町老人保健特別会計補正予算(第1号)について。 質疑なし。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第38号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

質疑なし。

計論なし。

採決、全会一致で可決。

発議第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書について。

質疑、この意見書は日教組から依頼されたものか。答弁、この意見書は教職員組合から依頼されたものであり、上毛町においても教材費は一般財源から充当している状況からすれば、必要な財源と思う。国が教育についての保障するべきものだと思うので、お願いするものであります。

質疑、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えるとあるが、上毛町の実態は。 答弁、上毛町の実態は把握していないが、国・県レベルでは2007年度には若干増加の傾向で、アンケートなどから経済的理由と調査結果があります。

質疑、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画とはどういうものか。高校統 廃合の問題で、遠距離通学が問題となっているが、通学への援助等は考えているのか。 答弁、文科省が定数改善計画を出していて、その中で学力の向上支援とか少人数学級 などを踏まえて、要求人員を出している計画です。遠距離通学の援助については、自 助努力が必要と考える。

討論なし。

採決、起立多数で採択。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(村上正弘君)日程第2、議案第33号 上毛町議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案 第36号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第1号)(所管分)、日程第8、議 案第39号 平成21年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、日程第9、 議案第40号 町道路線の認定について、日程第12、発議第3号 新たな過疎対策 法の制定に関する意見書について、以上5件を議題とします。

総務産業建設委員長の報告を求めます。

大山委員長。

○総務産業建設委員長(大山 晃君)おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、6月17日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって午前8時58分開会、午前9時54分閉会をいたしま

した。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の条例案1件、予算案2件、その他1件の計4件、議員提出発議1件で、合計5件でございます。

当委員会に付託されました案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、 会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

議案第33号 上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例について。

定住自立圏構想に関しては、議会の議決が必要となるのではないかとの質疑に対し、 計画については自治体での協議であるが、予算措置などの措置については、財政的支 出が必要になるときは議会の議決が必要となるとの答弁でした。

定住自立圏構想において、事務的協議を議会にて行うのではないかとの質疑に対し、 財政的な負担などが生じたときは議会の議決が必要となる。また、事務内容について は協議していただくことはないが、最終的決定などは議員の御意見を伺い、それに基 づき本町の態度を決定するものであるとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第36号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第1号)(所管分)について。

総括説明を総務課長に求め、その後、各担当課長の説明を行い、総括説明においては、共済組合負担金が引き上げられているが、町村合併による職員の減によるものかとの質疑に対し、いろんな要因があるが、主に医療費の増によるものであるとの答弁でした。

監視カメラはこの金額でできるのかとの質疑に対し、カメラは必要最低限のグレードの低いものを設置するためであるとの答弁でした。

担当課長の説明に対する質疑でございます。

定住人口増加に向けた田園ライフスタイルの調査委託は、国や県にモデルプラン等があって行うのか、また初めから町が考えて調査を行うのかとの質疑に対し、本来は町が独自で考えていきたいが、ノウハウがないので、ある程度の仕様というものを提案してもらい、その中から選定していく予定であるとの答弁でした。

新しく水道基本計画を策定するが、未供給地域を含めての計画となるのかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁でした。

エリアはどの程度まで考えているのかとの質疑に対し、基本的には上毛町全域アンケート調査を実施し、その結果によって財政も考慮してエリアを決定していきたいとの答弁でした。

伊良原ダムからの給水はいつごろできるのかとの質疑に対し、平成30年ごろを目 安としているとの答弁でした。

活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金の品目と設備及び事業費の全体額はとの質疑に対し、イチジクの灌水施設が2件で、それと冷蔵庫、保冷庫3台でございます。約260万円。それから、柿に対しては果樹棚と柿の皮はぎ機等で120万円との答弁でした。

討論なし。

全会一致で可決をいたしました。

議案第39号 平成21年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

質疑、討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第40号 町道路線の認定について。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。

質疑、討論なし。

全会一致で可決をいたしました。

これをもちまして、当委員会からの報告を終わります。

○議長(村上正弘君)以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。

○5番(安元慶彦君) ただいまの両委員長から報告がありました中に、水道計画の基本 計画ですね、これは増矢委員長の報告の中では、既存のエリアの中の計画を立てると いうような報告でございました。それで、後の大山委員長の報告では、これは私ども の所属しておる委員会でございますけども、新しく創設を考えていく、未供給地域についての取り扱い、いわゆるアンケート調査をやって、それからエリアを決めての基本計画になるということで、全然報告の内容が違うわけですね。これはどういうふうなことが正しいのかどうかを、ちょっとお尋ねします。委員長のほうにちょっと答弁してもらわな。執行部の答弁になるかもわからんけどね。私は総務産建のほうですから、こちらの増矢委員長のほうに。

- ○議長(村上正弘君) 增矢委員長。
- ○文教厚生委員長(増矢年克君)今、答弁の中で、水道基本計画についてはどのエリアを水道事業実施するのか決定されるので、現時点では既存のエリアだけであります。 エリアの拡大は700トンの水量では足りませんということではありませんということです。
- ○議長(村上正弘君)ほかにありませんか。(「質疑なし」という声あり)
- ○議長(村上正弘君)これで質疑を終わります。 これから、各委員会付託案件の討論、採決を行います。
- ○議長(村上正弘君)日程第2、議案第33号 上毛町議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。 茂呂議員。
- ○9番(茂呂孝志君)私は、議案第33号を反対の立場から討論いたします。 まず1点目は、町民のこの制度の是非を問う議論の場を確保していないということが1点目の理由です。
 - 2点目は、実施計画、運営、つまりビジョンづくりにおいて、中津市を中心に学識 経験者を入れ決め、議会の審議が保障されず、住民の声を反映する場がなく、執行側 の独断専行となっており、住民の自治の衰退につながるものである。
 - 3点目は、将来国からの財政支援がはっきりしていない。町の負担金の必要が生じた場合も、議会の審議の場が保障されていないということです。

4点目に、平成20年12月26日総務省自治行政局市町村課長通知の「従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについて」が出ている、この中に、「今後の広域連携については、地方自治法に基づく議会の一部事務組合、広域連合などの事務の共同処理制

度を活用しながら、関係市町村が自主的な協議に基づき取り組むこと」になっているから、広域的に必要な制度であれば、関係市町村と自主的な協議を行い、広域議会、つまり一部事務組合で行うべきであります。

以上の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長(村上正弘君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君)討論を終わります。

本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君)起立多数。よって、議案第33号 上毛町議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例については、原案 のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君)日程第3、議案第34号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正 する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君)討論なしと認め、討論を終わります。

本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君)全会一致。よって、議案第34号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君)日程第4、議案第35号 上毛町飼い犬取締条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君)これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君)全会一致。よって、議案第35号 上毛町飼い犬取締条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第5、議案第36号 平成21年度上毛町一般会計補正予算 (第1号) について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君)全会一致。よって、議案第36号 平成21年度上毛町一般会計 補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君)日程第6、議案第37号 平成21年度上毛町老人保健特別会計 補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君)討論なしと認め、討論を終わります。

本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君)全会一致。よって、議案第37号 平成21年度上毛町老人保健

特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君)日程第7、議案第38号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君)全会一致。よって、議案第38号 平成21年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君)日程第8、議案第39号 平成21年度上毛町簡易水道事業特別 会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君)全会一致。よって、議案第39号 平成21年度上毛町簡易水道 事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君)日程第9、議案第40号 町道路線の認定について、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君)討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君)全会一致。よって、議案第40号 町道路線の認定については、 原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第10、発議第1号 上毛町議会議員定数条例の制定について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、発議第1号を反対の立場から討論いたします。

議員定数削減をすることは、議会のチェック機能を低下させ、町民だれもが気軽に立候補しにくくなり、一部の特定したものになっていく。議員定数の確保は、予算上のことを言うのであれば、報酬を引き下げてでも議員定数を確保すべきであるということを申し上げまして、この発議第1号に反対いたします。

○議長(村上正弘君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君)起立多数。よって、発議第1号 上毛町議会議員定数条例の制定 については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君)日程第11、発議第2号 教育予算の確保と充実を求める意見書 について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君)起立多数。よって、発議第2号 教育予算の確保と充実を求める 意見書については、原案のとおり採択することに決しました。

○議長(村上正弘君)日程第12、発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君)全会一致。よって、発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、原案のとおり採択することに決しました。

○議長(村上正弘君)これから、本日追加案件の審議を行います。

日程第13、議案第43号 工事請負契約の締結について(築上東中学校校舎等耐 震補強等改修工事)、日程第14、議案第44号 平成21年度上毛町一般会計補正予 算(第2号)について、以上2件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(鶴田忠良君)おはようございます。

追加提案の提案理由を説明を申し上げます。ただいま上程いただきました追加議案 につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第43号 工事請負契約の締結について(築上東中学校校舎等耐震補強等改修 工事)につきましては、生徒の授業の妨げにならないよう、夏休み期間中の着手計画 を立て、厳しい期間の中、設計業者へ発注、完成の運びとなりました。これを踏まえ、 6月10日指名競争入札に付し、業者が決定いたしましたので、今議会に提案したも のであります。

議案第44号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第2号)について。政府は 経済雇用情勢の悪化による経済危機対策の施策として、安心と活力を実現するため、 各分野における政策を総動員する中で、地方公共団体への配慮を示し、地域活性化・ 経済危機対策臨時交付金制度を創設いたしました。本町におきましては、その交付金 を安心、安全の実現並びに将来に向けた地域実情に応じる事業を積極的に展開するため、 追加補正予算2億7,281万円を計上いたしたものであります。

いずれも重要な案件でございます。ぜひ慎重に御審議をいただきまして御可決くださいますよう切にお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(村上正弘君) ただいま提案理由の説明がありました議案は、いずれも本日採決する議案でありますので、提案理由に対する質疑は議案内容の説明に対する質疑とあわせて行いますので、御了解をお願いいたします。

○議長(村上正弘君)日程第13、議案第43号 工事請負契約の締結について(築上東中学校校舎等耐震補強等改修工事)、議案内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長(福本豊彦君) それでは、議案第43号につきまして説明いたします。 工事請負契約の締結について。

平成21年6月10日指名競争入札に付した、築上東中学校校舎等耐震補強等改修 工事につきまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を 求めるものでございます。

平成21年6月19日提出。上毛町長、鶴田忠良。

契約の目的といたしましては、築上東中学校校舎等耐震補強等改修工事でございます。

契約の方法は指名競争入札、契約金額につきましては1億1,235万円でございます。

契約の相手方は、福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号の飛島建設株式会社西日本土

木支社、上席執行役員常務の支社長、宮川伸治。

工期につきましては、本契約の効力の発生の日から、平成21年11月27日ということでございます。

理由といたしましては、そこに書いていますように、築上東中学校の校舎等耐震補 強等改修工事に係る建設工事の請負契約につきまして、予定価格が5,000万円を超 えるために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長(村上正弘君)説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。

○5番(安元慶彦君)ただいま説明がありましたけれども、昨年の7月8日の日に私ども議会が東中学校を訪問したときに、前の小林教育長と福本課長が見えて、耐震の関係の説明といいますか、そういう話がありました。そのときの話では、何といいますか、筋金というか何というか、そういったことで、まあ比較的簡単といいますか、そういうことでいかれるような内容でしたけれども、契約金額を見ますと1億を上回っておりますが、どういった構造でやるのか。

それから、契約の中の瑕疵担保の期間はどの程度設けておるのか、それをお尋ねします。

- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君)まず、御質問の工事の方法ということだと思いますが、基本的には耐震補強につきましては、議員おっしゃったように補強ブレスを、要は耐震の基準がございまして、その分の数値を下回った箇所について、補強ブレスということで、鉄骨の枠で、筋交いみたいな分で補強いたします。それと、今回の耐震補強と同時に、附帯工事といたしまして、校舎のトイレの改修とか防火扉の設置等を一体で行う予定でございます。それから、技術科棟の改築、建て替えにつきましても、今回同時に行うということで、金額的に1億1,000万という金額になっております。

それから、瑕疵担保につきましては、本町については3年ということになっておりますが、それ以外で、施工業者等で故意とか、そういうことでもしなった場合につい

ては10年ということで、契約の中にうたっております。

- ○議長(村上正弘君)安元議員。
- ○5番(安元慶彦君)その最初の3年の担保ですね、瑕疵担保の3年の期間というのは、何か根拠があるのかどうか。まあ、これは10年というのは、これは構造によっているいろあります。これは民法の中にも10年というのがありますし、大体、民法の63条では5年ということになっておりますけども、それを3年にしておるということは、何か特別な事情があるのかどうか。
- ○議長(村上正弘君)総務課長。
- ○総務課長(友岡みどり君) 瑕疵担保につきましては、基本的には2年でございます。 従来の工事契約は2年でございますが、うちは過去の工事契約につきましてはプラス 1年上乗せをして、業者と契約を結んでおります。
- ○議長(村上正弘君)安元議員。3回目です。
- ○5番(安元慶彦君) その2年というのは、何に定めているの。
- ○議長(村上正弘君)総務課長。
- ○総務課長(友岡みどり君)ちょっと今、安元議員さんが5年という民法上の、おっしゃっておられましたが、御承知のように、過去、請負契約につきましてはすべて2年でございますので、それは何がしかの法律に基づいた期間だと思っております。
- ○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。 亀頭議員。
- ○12番(亀頭寿太郎君)ちょっと入札の関係でお尋ねいたします。地域経済臨時対策とか、いろいろな角度から、学校の耐震事業ということに取り組みなさいとか、いろいろ言われております。そうした観点から見ても、業者、地元業者の育成というようなことと、やっぱり地元の業者に仕事が行くことによって地域経済の活性化につながるというような観点から考えてみますと、この入札参加された云々というような形でもって、大手、準大手というようなことでもって、地元の業者が入っていないというような感じがいたします。そうした観点から、どうしてこうした競争入札指名参加選考をされたか。これは選考委員長ですかね、答弁したいと思います。

また、先ほど町長から、学校の関係であるから工事が遅れないようにというような ことも非常に配慮されたような提案理由でございました。当然、中学は高校入試を控 えているわけでございます。工期もこうして明記されておりますので、11月27日 までというようなことでございますので、この工期が遅れないように強い要望をしていただきたいし、もし工期が遅れるというようなことになれば、本契約の中には遅延料の徴収とか、そうしたことを契約にうたっておるのかどうか。

まず、その2点お尋ねします。

- ○議長(村上正弘君)副町長。
- ○副町長(奥野勝利君)副町長、指名選定委員会の委員長から回答させていただきたい と思います。

まず1番に、地元の問題についてどうなのかということで、まず最も大切なことは、 基本的に私も中小企業の振興に対する、官公需の中小企業者受注に関する確保という 法律の中から、基本的にそのことを堅持いたしておるわけでございます。それと品確 法の中で、品確の問題はどうなるかということが非常に論じられるところでございま す。そういう観点を十分勘案しながら、今回の選定につきましては基本的にそういう 地元浮揚ということ、それから品確ということを十分考慮いたしまして、業者の選定 を基本的にさせていただきました。ということで、具体的な内容につきましては、業 者なんかということについては、また選定委員会の内容でございますので、それにつ きましては割愛させていただきます。

- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君)工期が遅れた場合の遅延の関係でございますが、町の工事請 負契約書のほうにも、遅延、遅れた場合の損害料の件につきまして明記をしておりま すので、それに準じた分で指導はしていきたいというふうに考えております。
- ○議長(村上正弘君)亀頭議員。
- ○12番(亀頭寿太郎君)副町長のほうから、選考の過程についてはそうした基準のもとで厳正な選考をしたということでございましょうけどが、10億とか20億とかいうような工事であればこうした選定の方法もあろうかと思うけどが、1億かそこら、ましてや先ほど安元議員も言われておりました、昨年現地にお伺いして、その状況の説明では、余り難しい専門的な云々は必要性のないような説明でもありましたしね、こうしたことであれば当然、地元の業者、あるいは地元にそうした余り技術的なところがなければ、共同体も含まれるわけなんです。そうしたことを十分配慮しなくてね、地域の業者の育成とか地域経済の云々というのは、私は理が通らんのじゃないかと思うんですよね。その点を特に、もう少しね、指名委員長、はっきりした答弁をしてい

ただきたいと思う。

それから、飛島建設の九州支社の職員の数、何名おりますか。

- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君) 飛島建設の九州支社の職員の数ということでございますが、 ちょっと今、手元のほうに具体的な資料を持っていないので答弁はできませんが、ま た確認してということでよろしいでしょうか。
- ○議長(村上正弘君)副町長。
- ○副町長(奥野勝利君)十分、今の御質問の内容については、地元の業者の反映がされていないんじゃないかという御意見で、金額的にそういうことについても配慮がされていないんじゃないかということでございます。基本的に私、専門工事も含めまして、基本的な選定の方針というのを定めてございます。その方針に照らしまして、まず1番にですね、まず上毛町に財務規則がございまして、それから上毛町の工事の指名競争入札参加者の格付及び選定要綱というのがまずございます。それから私どもとしましては、上毛町における同種工事を経験し、受注に対する熱意、意欲ということを勘案し、なおかつ過去の実績及び熱意、営業成績等を勘案いたしまして、三つの観点から厳正に業者の選定をさせていただきました。先ほどの地元の業者の選定についていかがなものかということにつきましては、十分そのことも視野に入れまして選定をさせていただきましたので、その点を御理解いただきたいと思います。
- ○議長(村上正弘君)亀頭議員。
- ○12番(亀頭寿太郎君) 指名の方法なんですね。町長が今おっしゃったものについては、それは当然大事なことでもあろうし、そうした基準があるというのも、それはもう当たり前のことであってね。けど、こんなに地域経済が落ちているということでもって、今度も第3次か4次補正でもって何十兆円というような分のが来て、そして今予算でも追加されましたが、本町でも2億五、六千万のそういう経済対策云々というようなお金が来ているわけなんですね。そうしたことを地域の業者、地域におられる方に渡していかなければ、地域の活性化になろうったって、ならせられんじゃないですか。

ましてや40年前、あの中学は<u>瀬口組</u>がしたんですよ。あの当時もやっぱり地元業者ではできんではないか、どうかというようないろんな議論があったらしいけどね、 地元の業者を育成するというような観点からしたら、立派に建ってね、ああしてやら れている。だから、旧新吉富の住民センターも地元がするし、そして庁舎もやっぱり 地元業者になっている。こうしたときこそ、そうした地元の業者にですね、地元とい えども、公益圏的な範囲を私は入れるべきじゃないかと思う。そうすれば企業体も含 まれる。南吉富小学校も企業体でもって建ったんですよ。

だからそうしたことをね、こうした経済の非常に厳しい、特に地域経済が云々と言われるときこそ、地元に少しでも仕事が行かれるような対策を持つのが、私はこれが、まあ町長も政治の一端を担っている人だから、政治の道理ではないかと、私はそう思うんですけどね。まあ、今後そうしたことも十分検討しながら、本年度のまた補正予算もいろいろな角度でもって、事業もね、出てくるような感もいたしますので、そうしたことを十分配慮していただきたいと思います。

以上。

- ○議長(村上正弘君)副町長。
- ○副町長 (奥野勝利君) 今、議員の御指摘のことは十分私どもも肝に銘じておりますし、 それから専門性、それから児童生徒の安全性ということを考えまして、こういう耐震 ということについて、私どもはその最優先的なことを配慮しつつ、それから専門性と いうことへの配慮、そして今御指摘の内容について十分配慮して、今後につきまして も地元浮揚ということについて、私どもは肝に銘じて指名委員会を選定させていただ きます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。 福島議員。
- ○11番(福島文博君)いろいろと出ているようですが、この設計はどこがやったのか、何社で入札を入れたか、まずその点をお尋ねします。
- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君)今回の改修工事の設計ということでございますが……。(「もっと大きい声出してよ」と呼ぶ声あり)今回の改修工事に伴います設計ということでよろしいでしょうか。今回の改修工事につきましては、西島建築設計事務所のほうが設計をいたしております。指名業者の数でございますが、1年前に入札しておりますので、資料を手元に持っておりませんが、大体10社程度の業者を指名しておるというふうに記憶しております。
- ○議長(村上正弘君)福島議員。

○11番(福島文博君)話を聞いてみますと、どうも上毛町、合併して上毛町になりましたんですけども、豊前の設計社に今までずっとやってきとる。私は設計社がいいとか悪いとか言うとるんじゃないんですが、そうした業者でなければ、ほかの業者が追いついていけないのかと。その業者が一番最低ですばらしい業者であるということが評価されれば、その業者は好ましいんですが、過去にほとんどその業者ばっかりやっとる。

だからですね、私はやはり、痛くもない腹を探られるっちゃ悪いけれども、いつの場合にしても、噂が噂を呼んで、執行部にしても、あるいは議員にしても、電話でもかかってきますとね、やはり先ほど申しましたように痛くもない、おかしいんじゃないかというような声がするので、私はやはり、設計社もたくさんあるんだから、はっきりしたところに変えるのも必要ではないかと思います。また、まあ教育長も初めてになるし、教育係長も初めてなんだが、本町は御承知のように、特別の技術社がないけれども、やはり特例をする意味においても、その途中で床掘りをすれば床掘りのときに、先ほど議会が始まる前に建設課長にちょっとお尋ねしたんですが、設計書を見たかということを聞いたところが、見ていないんだと。ただもう、持ってきてぽんと掘って、ほったらかしてですね、設計書を見ても内容はわからないかもわからないけど、そのくらいの関心を持たなくちゃ、特に耐震補強工事なんちゅうて恐ろしゅうな名前がついとるでしょう。

ちなみに私が申し上げますとね、先般、議会が企業を訪問しましたときに、日本プラストが昨年ですかね、工事をやりまして、中学校も今回同じ山ですよね、昔の山。それからプラストも、あそこは山だった。ところが6メーターという床掘りをやって、しかもベースを打って、鉄筋でも優秀なやつを使っとる。だから私は今回、耐震強度補強工事という名前も、恐ろしゅうな立派な名前がついとるから、やはり本当に金の価値のある仕事ができよるのかということを、これは教育委員会、当然関心を深めないかんと思います。

我々も所管の分ですから、途中で見に行きます。そうしないと、先ほど安元議員が 瑕疵担保は何年かと言ったところ、2年だ何だと言っておりましたけど、瑕疵担保が どうだこうだじゃなくて、現物がはっきりしたものになっておれば、担保の必要はな いんです。ただ、過去に私が申しました大平保育所の場合にしても、もうこれは過去 のことだから言いますけどね、テレビを置いたところが、テレビの台が落ちてきたん です。これは設計上のミスであって、また施工上のミスなんです。だからね、もうインチキばっかりしよるんです、工事が。だから、さっき話しよったように、中学校にしても相当、合併前から我々の税金が大きく使われておる。どこでも一緒なんです。手を抜かなければ、きちっとした仕事ができてきとるんです。ただもう、それを下請から孫請に出して、いいかげんなことばっかりやるからね。だから、そういうことのないように、やはり町民が疑惑を持たないように、執行部は常にそれを心がけていると思うけれども、実践が伴っていかないから、業者が手を抜いてしまう。だからですね、そういうところにひとつ関心を持ってください。

教育長、あなたの代になって初めてこういう、まあ1億7,000ですか、1億という金がついているんだが、中学校そのものが今回改修するんだが、やはり、たまには見に行くという気持ちを持っておるだろうと思うから。我々も行きます。何もこれは行ったからどうこうじゃないけれどもね、やはり執行部、行政がそれだけ工事に対して関心を深めておるということは、業者の自覚が違ってくる。ただもう受け回して、でき上がって、ああ、立派なものができましたって、おしろい塗ったり紅つけたりしたら立派なものになるんです。ところが、そういうことでは意味がない。途中で何回となく行けば、本当に規格どおりの鉄筋が使われておるかとか、あるいはどれだけの姿でやっておるかということがわかるだけに、素人だから、あなた方も我々もみんな素人。素人であっても、回を重ねていくことによって業者の自覚が違ってくるんです。いつ見に来るかわからんぞ、これはインチキしよったらやられるぞと。そういうことが、俗に言う税金の無駄遣いじゃないわけなんです。

だから、その辺を私は今後実行してもらわないかんし、また我々、文教の所管分でありますけれども、これは行くのは自由ですから、見に行きます。悪いところがあったらどんどん指摘をしますよ。だから、そういうふうなですね、執行部に自覚を持っちょるかどうか。ただもう任せてでき上がるのを待っちょって、竣工すりや、ああ、よかったというようなことでは困る。係長自身もやはり行くように、教育長、そういう気持ちでおるかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねしておきます。

- ○議長(村上正弘君)教育長。
- ○教育長(百留隆男君)御忠告ありがとうございました。私も今の席に座っておりますけど、こういう工事は初めてでございますけれども、今、期待をし、また子供、生徒の安全性ということで、執行部も早急にと、しかも堅固にということで取り組んでい

るわけでございます。建築工事途中はもちろんのこと、終わるまでやはりしっかり見きわめたいというふうに思っております。ありがとうございました。

- ○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。 大山議員。
- ○6番(大山 晃君)入札は10日の日に行われたということで、今受けまして、先日、 我々の委員会の席で副町長が、朝日新聞に掲載されました職員のコメントとの兼ね合 いがですね、10日に入札をされとって、職員の朝日新聞に対するコメントが、ちょ っとまずいコメントをしておるんですが、その辺の対応はどうされました。
- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君) 先日、朝日新聞のほうに掲載されました職員のコメントということでございますが、あの件につきましては、今回のこの工事の関係とは別でございまして、耐震の診断等が市町村でどれぐらい進んでいるかということについてコメントしたわけなんですが、内容的にああいうコメントはしていないということで、電話で応対した職員には確認はいたしております。ただ、そういう誤解を招くような電話の応対はしないようにということで、先日一応注意をしたところでございます。
- ○議長(村上正弘君)福島議員。ちょっと待ってください。もう、先ほど質問は一応終わりましたけど。いいんですか。
- ○11番(福島文博君)変えますよ。ほかのこと。それに関連、そのことなんですよね。
- ○議長(村上正弘君)大体もう先ほど終わりましたけど、一応、工事請負ということで質問で、特別に許可をします。どうぞ。
- ○11番(福島文博君)教育長、それからですね、これは設計者が、設計監督料というのがついとる。何千万ってとっとるでしょう。だから、1週間に一遍か、10日に一遍、都合のいいときに来て、ひょいひょいと帰るようなことじゃないように、毎日来てもいいんだから。それだけ合うような内容をとっとる、予算をね。だから私に言わせるならば、設計監督料というものを取る以上は、日誌をつけて、その都度上毛町にね、こういうことで見ましたと、きょうはこれこれの、工程表が出るんだから、工程表どおりに品物もやっとるかどうかというのを厳格にぴしゃっと監督、監視する必要があると思う。それをひとつやってもらいたいと思いますね。

もう私は終わりますよ。

○議長(村上正弘君)副町長。

- ○副町長(奥野勝利君)設置者は町長でございますので、私は副町長として現場をです ね、もう常に現場を私も視察させていただいております。よろしくお願いします。
- ○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。 茂呂議員。
- ○9番(茂呂孝志君) 8点ほど質疑いたします。

まず、指名競争入札にした理由。

それから、予定価格とか最低制限価格を事前に公表していたのか。

予定価格と最低制限価格の決め方。

設計価格は幾らであったのか。

落札率ですが、見れば91.45%になると思いますが、落札率の説明を求めます。 それから、監督検査を委託する業者名。

それから、契約保証金は幾らなのか。

瑕疵担保については先ほど質疑がありましたが、故意でやったのであれば10年となっているということですが、この故意的にやったというとらえ方、なかなか難しい判断だと思いますけれどが、事例としてはどういう事が想定されるのかお尋ねいたします。

それから最後に、10社業者がありますが、このうち4社が辞退しています。こういう辞退された業者、なぜこういう事態が起きたのかなと思うんですが、理由がわかれば説明を求めます。

- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君) ちょっと数が多かったので、全部お答えできるかといいますか、もし漏れがありましたらまたお願いしたいと思います。

まず、指名競争入札でございますが、本町については今現在のところ指名競争入札 で、入札につきましてはやっているということでございます。

それから、予定価格、最低制限価格の公表は指名通知の際に行っておりまして、事前に町のほうが決定をいたしております。この決定につきましては、県の基準に基づきまして、町のほうでそれに準じた分で金額を出しているということでございます。

それから、設計金額でございますが、予定価格じゃなくて設計金額ですよね。予定価格は事前にお配りした資料のほうに。1億2,900万でございます。

それから、落札率につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、予定価格か

らいきますと91.45%になるかと思います。設計からいきますと86.6%ということでございます。

それから、監督ですか。工事の監督ということでよろしいでしょうか。これにつきましては一応、今現在、監理を委託する業者のほうを事前に決裁をとるような形で事務を進めております。

それから契約保証金につきましては、町の基準といたしましては10%以上ということと、それからあと財務規則の中に、保証金を出さない場合はいろんな手続等を踏まえて、契約保証会社等の証明等がございますが、そういう部分で業者のほうが選択をするということでございます。

それから、瑕疵担保の関係でございますが、故意または重大な過失が生じた場合は 10年という形の分で、契約書のほうにうたっておりますが、どういう内容かという ことでございますが、なかなかその辺が想定しにくい部分もございますが、結局、日々 監督、指導等は工事の段階ではやっていくわけなんですけど、そういう中で、そうい うことで、例えば手抜き等がないような形の分で指導はしていくように考えておりま すが、どういうものかと言われても、ちょっと今ここではっきりこういうものがある というのは、なかなかお示しは難しいかなというふうに考えております。

それから、指名業者の辞退でございますが、業者のほうから辞退するということで 来たものでありまして、その内容につきましては存じ上げておりません。

以上でございます。

- ○議長(村上正弘君)茂呂議員。
- ○9番(茂呂孝志君) 今、仮契約の段階だと思うんですよね。それで、監督検査については今決裁を進めているということですが、これは決裁を進めなくて、議会が議決すれば、決まれば、監督検査がいないということになるのではなかろうかなと思うんですよ。

それと、契約保証金についても何か、細かいことはわかりませんけれどが、業者が 選択するということですが、どういう内容を今、業者と相談しているのか、詳しい説 明をお願いいたします。

それから瑕疵担保契約で、故意でやった場合10年とありますけれどが、例えばこういう場合とかいうことを示し得ないのであれば、形上こういうことでやったということだけであって、見かけ倒れになるのかなと思うんですよ。そこらあたりの説明を。

3点、再度求めます。

- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君)最初の監督検査ですね。(「決裁を進めているのか」と呼ぶ声あり)はい、そのとおりでございます。

それから瑕疵担保につきましては、一応、町の基本となります契約書の中にうたっておりますので、そういう検査の中で重大な過失ということで判断されれば、10年以内にそういうのが発生すれば、業者のほうにそういう瑕疵担保の責務が発生するということでございます。

契約保証金につきましては、先ほど申し上げたとおり、10%以上か、あとは財務 規則に準じた分で業者のほうが選択しているということでございます。ですから、本 日議決をいただくということになれば、正式に契約が本契約となりますので、その段 階で一応、どちらを選択するかということになるかと思います。

- ○議長(村上正弘君)茂呂議員、3回目です。
- ○9番(茂呂孝志君)仮契約ですからね、仮契約のときにちゃんとこういうことを決めておいて、議会の議決に付すということをしないと、こういうことに今、何か契約上、仮契約上、まだ話し中でありますので、ちゃんとした契約がないわけですよね。業者と取り決めがされていないわけですよね。こういう不備があるということと、それから、故意にやった場合ということで重大な過失ということでありますけれどが、町がそうだと言ってもなかなか業者はそれは重大な過失じゃないと、不可抗力だと。私はそんなに意識してそういうことをやった覚えはないと、こう言うでしょう。認めるわけない。認めません、業者は。こういう形で、あくまでもこれは形だけの10年ということになっているんじゃなかろうかなと思うんですよ。

これはこれとしてですね、決裁を今進めているということと、この契約保証金、これは100分の10以上ということになりますと、1,123万5,000円ですか、これ以上の保証金、これは業者と今同意していないということになるんですね。

- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君)一応、締結の段階で確定するということになるかと思います。
- ○9番(茂呂孝志君) 今は同意していないということですね、業者とは。
- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君)本日の議決をいただかないとできないということで考えてお

ります。

- ○議長(村上正弘君)ほかにありませんか。(「質疑なし」という声あり)
- ○議長(村上正弘君)質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君)議案第43号を反対の立場から討論いたします。

瑕疵担保の特約による瑕疵担保責任存続期間が3年というのは非常に短いということと、仮契約の段階で監督検査、契約保証金、これがまだ業者との同意を得ていないということで、以上、理由を申し上げて反対いたします。

○議長(村上正弘君)ほかにありませんか。(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君)討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君)起立多数。よって、議案第43号 工事請負契約の締結について (築上東中学校校舎等耐震補強等改修工事)は、原案のとおり可決することに決しま した。

○議長(村上正弘君)日程第14、議案第44号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第2号)について、議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(友岡みどり君) それでは、議案第44号につきまして御説明させていただきます。

平成21年度上毛町一般会計補正予算(第2号)でございます。

今回の補正につきましては、先ほど町長が提案理由でも申し上げましたように、経済危機対策交付金を財源といたしまして、事業を政策的に実施するという内容になっております。先般、議会の皆様方には総合計画の部門別に従いまして事業計画を御説

明を申し上げましたので、今回につきましては款別に概要を御説明申し上げ、質疑に つきましては担当課長より答弁を申し上げたいと思っておりますので、御了承のほど お願い申し上げます。

今補正予算につきましては、2億7,281万円を追加いたしまして、歳入歳出予算 総額それぞれ46億9,610万円と定めたものでございます。

それでは、歳出のほうで御説明させていただきます。

8ページをお開きください。 2款の総務費でございます。補正額が3,597万3,000円で、予算総額6億6,018万3,000円となっております。

主なものでございますが、一般管理費で50万ということで、定額給付金をDV被害者を対象にしたもので、その所要額でございます。

それから、5目の財産管理費でございます。公用車の購入関係経費並びに庁舎改修 工事費を計上しております。

それから、6目の企画費でございますが、200万円ということで、イベント用のはっぴ等の購入費、それから大平楽敷地内での水源探査調査業務委託料でございます。

それから、11目の支所管理費が744万円でございます。大平支所の受水槽の移 設工事の関係費用でございます。

次、10ページでございます。民生費です。これも同じく先般の子育て応援特別手当をDVの対象者にも支給するということで、その必要額14万4,000円でございます。

それから次のページ、衛生費でございます。補正額が1,782万3,000円で、 予算総額4億3,321万9,000円と定めております。

保健衛生費でございますが、1目、2目、3目につきましては健康関係の必要経費ということで、自動体外除細動装置、それから新型インフルエンザ対策物品費用、健康情報システム改修委託料という予算でございます。それから、新型インフルエンザの対策物品購入費につきましては、また後ほど担当課長より詳細を御説明させていただきます。

それから、4目の環境衛生費でございます。1,231万3,000円ということで、 ごみかごのふたの軽量化並びに低公害車のパッカー車購入関係経費、住宅用の太陽光 発電システムの補助金の追加分でございます。

次、12ページでございます。5款の農林水産業費、補正額4,600万円で予算総

額2億8,070万7,000円となっております。

備品購入費といたしまして、上毛町のPR用のぬいぐるみ購入費、19節の負担金では防獣用電気さく等の設置補助金でございます。

それから、5目の農地費が2,500万円ということでございますが、大迫池の導水路の新設工事費に係る費用でございます。

それから、6款の商工費でございます。補正額6,700万円で、計7,807万円となっております。ログハウスの塗装等の改修工事に係る関係経費1,700万、それから、道の駅改修工事が3,000万、町内の企業経済危機対策雇用調整補助金として2,000万円を計上いたしております。

次、14ページでございます。土木費で、3目の道路新設改良費で5,710万円、 これにつきましては7路線分の事業費でございます。

次に、9款教育費でございます。補正額4,877万円で、予算総額6億2,060万5,000円となっております。2目の事務局費が220万2,000円ということで、食育推進事業に係る費用が150万円、それから乗用草刈り機の購入費でございます。

それから、2目の小学校費につきましては、各小学校に配分方式で財源を支給しております。その必要関係経費をそれぞれの小学校が予算要求されたものが計上となっております。

中学校費につきましても、500万円ということでございます。

それから、4項の社会教育費でございます。補正額2,471万7,000円でございます。主に3目の文化財保護費として576万7,000円計上いたしております。 町の指定文化財に係る補修工事等が主なものでございます。

それから、4目のげんきの杜管理費として1,895万円、これは先般、外壁調査をいたしまして、その必要な部分の改修工事を行うための予算となっております。

以上、概略ではございますが、説明を終わらさせていただきます。詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げますので、御了承のほどお願い申し上げます。質疑に対して答弁をさせていただきたいと思います。

○議長(村上正弘君)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

安元議員。

- ○5番(安元慶彦君) ただいま総務課長のほうから説明がありましたけれども、17日の我々の委員会の中で、単年度でやらなきゃならないという説明があったと思うんですけども、新聞報道等によりますと、事務次官会議の中で、各都道府県あたり、いわゆる自治体に対して、複数年にわたって使えるように、いわゆる基金等ですね、そういったものもしながらというような指示があっているようでございますけれども、本町の場合は単年度に2億数千万円を消化しないというのは、ちょっとどうかなというふうに思うんですけど、その辺はどうですか。
- ○議長(村上正弘君)総務課長。
- ○総務課長(友岡みどり君)この経済危機対策につきましては、国のほうから当該年度で執行してほしいという指示をいただいておりますので、その後の変更についてはまだ国のほうからは文書が届いておりません。基金につきましては、昨年の生活経済対策につきましては、交付額の3割は基金として積み立てして、今後の事業に充当できるというふうな方針が立てられておりますので、今後また国の動向では、新たな補正予算というのも県のほうが創設されるかもわかりませんので、まあ、そのことではないでしょうか。今回についてはそういう指示はございません。ただですね、事業が執行できない場合は、来年度の繰越明許として取り扱いについては可能ということは受けております。
- ○議長(村上正弘君)安元議員。
- ○5番(安元慶彦君)新聞の報道によりますと、6月4日の閣議決定ということで、過去最大の補正予算の規模だということで、これだけのものを町がしていかなきゃならんということで、地域がいろいろ混乱するようなこともあるんじゃないかというようなことの中で、複数年にまたがって使えるような方法というものをということが書いてあるわけですね。

特に麻生総理の指示の中では、地域の中小企業向け、いわゆる活性化の関係が出てくるわけですけども、そういったものを特別な指示があっているというようなことが報道されておりますし、後でもちょっと項目別に出したいと思いますけども、何となく単年度の中で無理に消化せなならんのじゃないかなというような面も、私はそういうふうな受けとめをしておりますから、そういったところが果たしてニーズに合ったところになっているのかどうかというようなこともですね、どうも無理をしているんじゃないかと、無理に消化というものが出ているんじゃないかなという、まあこれは

私の感じですから答弁は要りませんけど、そういう国のほうの思想があってというふうに出ておりますから。

- ○議長(村上正弘君)総務課長。
- ○総務課長(友岡みどり君)ちょっと誤解を招くような御発言でしたが、私どもとしては、国の政策に基づいて適正な手続を踏んでやっているところでございまして、別に無理な事業展開をしているわけではございませんし、基金につきましては、市町村はそういう制度はございません。ただ、県単位では基金を積み立てをいたしまして、雇用対策等々ですね、その財源を活用するという、そういう制度はございます。だから、ちょっとそこは誤解をされているんじゃないかなというふうに思っております。
- ○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。 亀頭議員。
- ○12番(亀頭寿太郎君) ちょっと内容について3点ほどお尋ねをいたします。

企画の、大平楽の水源探査ですかね、委託料50万というようなことでございますけどが、あそこができて10年ぐらいになりますかね。大平さんのときは、大変いろいろと水の水源のところを調査して、なかなか水の場所がわからなかったというようなことで、今のところ云々というような形になっておるんですけどが、この前、総務課長の説明では、何かそうしたことでもって探すというようなこともお話しされておって、私はこれは無駄になるんじゃないかというような感じがするんですね。

というのも、今のところはね、あれは吉富の山本かんちゃんが持っちょってね、自分もボーリングするもんやから、あんたあん中へ自分がたに入れちょったんじゃないかというようなことで、いや、あそこはね、コックリさんじゃないけどが何とかちゅうことでね、あそこしか水がないというようなところでね、当時の豊永村長に水道企業団に入りなさいよというようなことを私は言ってね、村長も直々に勧誘に行ったこともあるんですよね。そうしたら、自分のところに水源があると、どこか唐原にね。それをすると。それはまた難儀だからね、それから中津の水道をね、三口の橋を渡してもろうてね、こっちに入れてもらうとか、何かの方法をとったほうがいいんじゃないですかというようなことも話したことがあるからね、大平の議員さんもおられるし、特に増矢議員あたりは職員からそうしたことを流されるからね、これはもう少しね、やっぱり、まあ今、技術も進んでいるからね、そうしたことでもってというようなことかもわかりませんけどがね、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、産業の獣の、ケモノというかジュウというかね、この防護さく、これが 2,000万ということですね。これを見ると、獣防止対策設置事業の2分の1以内と いうようなことに補助がなっているような感じがするんですが、これはこれを適用するんですか。それとも、これだけ特例を設けて、総事業費の10%をするとか何とか の方法をとるのかどうかね。その点をお尋ねしたいと思います。

それから、商工振興でございますけどが、中小企業の基本法の第2条に該当する企業とありますけどが、これは本町では何社ぐらいあるのか、ここの第2条というのはどうした文面になっているのか、その点をお尋ねいたします。

- ○議長(村上正弘君)企画課長。
- ○企画情報課長(矢野洋一君) それでは私のほうから、大平楽の水源探査の関係でございます。

委員会のときに御説明はしておりますけれども、現在の状況を申し上げますと、ま
あ既に御承知かもしれませんけれども、現在、大平楽の水源としましては、小池の共
同井戸を主な水源としております。その小池の共同井戸というものが、上野地団地、
それから小池地区、それから大平楽の供給ということで、一応、三つの分野で利用を
しておる状況でございます。その状況が非常に水量等不足が最近しておるということ
で、何年か前は水位が下がったというような状況がございます。

そういうことで、もう一つそういった水路が少ないということは事前に察知しておったのだろうとは思いますけれども、アスレチックス広場、延々とログハウスのほうに公園がございますけれども、そちらのほうに井戸を掘りまして、そちらから大平楽、それから手づくり村のほうに、こういったホースでですね、これも非常に微妙な工法ですけれども、一部露出しているというようなホースで、その不足分を供給しているというような状況でございます。

今回そういった状況をですね、総体的な水量の不足と、そういったログハウス、アスレチックス広場からのそういった不自然な水の供給というものが、今回、高速道路というものも関係してくるという関係上、何とか現在の大平楽のあの敷地内で水源の探査をして、独自で水源があればというふうに思いまして、今回予算として上げております。先ほど議員が申しましたように、最近の技術もかなり向上しているということもございますし、そういったエリアの中で新たな水源が見つかればというふうに期待して、今回こういった経済危機対策の予算として計上させていただいているという

ことでございます。

続きまして、商工費の分でございますが、町内企業の経済危機対策の雇用調整の補助金ということで、この関係の、いわゆる中小企業法の2条の関係でございます。これにつきましては、企業数までは細かく把握はしておりませんけれども、町内の誘致企業、それから小さな建設業も含めて、そういった有限会社等の企業、それから個人の事業所等もすべて含むという形になっております。そういったものをくまなく拾い上げて、今回の対象の企業として入れているということでございます。

- ○議長(村上正弘君)産業課長。
- ○産業振興課長(川口 彰君)鳥獣対策でございますが、まず、現在町のほうが、獣害防止対策施設設置事業という今までの補助金がございます。これは御指摘のとおり、防護さく、電気さくの資材購入に対しての2分の1ということで上がっておりますが、今回21年度に限り、この2分の1を資材費、要するに10割にしたいということで今回お願いするものでございます。
- ○議長(村上正弘君) 亀頭議員。
- ○12番(亀頭寿太郎君) 東自動車縦貫道路の関係で、技術的にも非常に進んでおると いうことなんですけどね、過去に大平村が、その当時はそれなりの技術のもとでもっ て、十分あそこは探索していると思うんですね。そこのところも十分ですね、まだ1 0年ぐらいじゃないかな、10年ぐらいしか、十分検討していただくのと、従来、新 吉富からの水道ですね、これを向こうに引っ張っていくといえばね、それは今度は新 しく水道のエリアか何かを検討するというようなことになっておって、それなら確実 でもって、使う量もね、メーターもあるしなんで、我々素人が考えるとね、それのほ うがいいんじゃないかというような気がするんですが、それはどういうお考えですか。 それと中小企業の関係のね、農村工業導入で入っている工事は、もう我々、全部把 握はできます、これはもうできちょるんですけどね、今おっしゃるごと、建設業者と かいろいろのね、云々。これに、やはりこうした雇用対策のお金を使っていただいて、 そして地域の活性化を図っていただくという、これがもう一番大事と思うんですけど ね。まあ、こうしたところでもって、雇用保険とか拡充されていると。今はほとんど しているんじゃないかと思うけどね。そうしたところじゃないと、なかなか入札も入 れないというようなことでもございますので、こうしたのを積極的に生かすというこ と、そのためには仕事を地元に落としていただかんとね、なかなか雇用促進は生まれ

てこないんじゃなかろうかと、こう思っております。

それから、さっき資材の10%だったかね、総事業費の今2分の1かね、2分の1以内と。これを2分の2にすると、全額ということですね。いや、それじゃないとね、私はこのお金をこなすのがね、やっぱり地元の負担があるとね、なかなか、希望者は多いんですよ。けど、なかなか負担があると難しいね。我々も大迫の下からね、百何十万かけて合併の前やりましたけどね、そうしたあれがありましたので、どうかね、もう最近、田植えが終わってから出てきておりますので、そうしたところを早急に、その場所をね、地域を把握していただいて、工事にかかっていただきたいと。100%ですね。

- ○議長(村上正弘君)産業課長。
- ○産業振興課長 (川口 彰君) ちょっと補足でございますが、100%と申しますのは、 うちのほうが今、資材費に対しての補助でございますので、負担する額といいますか、 農家から見ますと労務費等につきましては一部負担がございます。(「ああ、なるほど ね」と呼ぶ声あり)
- ○議長(村上正弘君)企画課長。
- ○企画情報課長(矢野洋一君)先ほどの亀頭議員の続きでございますが、水道計画に入れたらどうかという御意見だったかと思います。大平楽も現在、先ほど言いました小池の共同井戸という、かなりの水量をくみ上げておりますが、そのほとんどが大平楽が使っているということで、水量として非常に使用水量が多いわけで、それを水道計画という中に入れるということになれば、当然、料金等も発生するわけで、今後そういった、将来的にそういう水道計画の中に組み込むということになれば、非常に経営自体も圧迫ということも考えられるので、なかなかそういう面では独自の水源というものを探ったほうがいいのかなというふうに感じております。

それから、企業の調整補助金のほうでございますが、今回、前回と比べて網を広げておりますけれども、先ほど言いましたように新規雇用という部分ではなかなか、今回こういったものに該当する事業所なり建設業があるかといいますと、なかなかどうかという、その辺までは実態を把握しておりませんが、あればこういった対象になるということで、積極的に啓発していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(村上正弘君)大山議員。

- ○6番(大山 晃君)8ページの企画のほうで出されております、イベント用のはっぴということでありますが、これは上毛音頭等で浴衣等の購入も一緒に含まれているのかどうか。そして枚数として何枚ぐらい購入されるのか。それともう一件はですね、今、職員が一生懸命ボランティアで草刈り等をしていただいております、これにかかわるものだと思いますが、パッカーの購入、これが余りにも金額が高いなと思うんですが、どういう機種でされるのか、余りにも私たちはちょっとかけ離れた金額じゃないかと思うんですが、これは草刈り機も一緒に含まれているのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。
- ○議長(村上正弘君)企画課長。
- ○企画情報課長(矢野洋一君)はっぴ等の購入費について御説明いたします。議員御質問のとおり、この分に関しては文化協会の上毛音頭の普及の方々にも来ていただくという形で、今回予算を要求をいたしております。枚数がですね、はっぴにつきましては、それも含めまして一応50枚。それから浴衣につきましては30枚ほどですね、これはまた単価によって多少変わってきますけれども、そういった文化協会の方々の人数に足りる範囲で、今回つくろうかというふうに考えております。
- ○議長(村上正弘君)住民課長。
- ○住民課長(廣崎誠治君) パッカー車については、可燃ごみの収集車のことでございますので、職員等が草刈りする分には全然関係ございません。
- ○議長(村上正弘君)いいですか。大山議員。
- ○6番(大山 晃君)失礼しました。 30枚というはっぴの件でですね、文化協会の方はそんなに数が上毛町で少ないんですか。
- ○議長(村上正弘君)企画課長。
- ○企画情報課長(矢野洋一君)上毛音頭の普及員という形で20名前後、専門的に上毛音頭を普及していただく方がございまして、その数ということでございます。
- ○議長(村上正弘君)いいですか。
- ○6番(大山 晃君)いいです。
- ○議長(村上正弘君)三田議員。
- ○4番(三田敏和君) 先ほどの防獣用の電気さく等でございますが、従来の資材の2分の1を10割ということで答弁がありましたが、ということは要件は今までと同じと

いうふうなものでとれるというふうに思うんですが、特に中山間地域、我々山間部は 2分の1の補助で、ようやくイノシシを防護する電気さくをつくったんですが、現状 はシカが多くて、その電気さくを越えるような状況があって、高さを高くしないといけないというような状況もあるわけで、そういった中に、要件が同じであれば、過去の補助をいただいたものについては撤去できないというふうになるのかどうか。

それと、金額の上限はどういうものなのか。シカ対策とすれば結構高いもの、高さの高いものをつくらないかんので、その辺についての内容を教えてほしいのと、もう一点は中学校の防犯カメラの件でございますが、過去、不審者等の話があってのことなのか、不法投棄の防犯カメラが二十何万、たしか補正が入っておりましたが、それに比べて130万ということで非常に高いような内容でございますが、どういったものをどのようなところに設置するのか、以上2点。

- ○議長(村上正弘君)産業課長。
- ○産業振興課長(川口 彰君)まず、現在設置している防護さくとの関係でございますが、基本的には現在設置しています防護さくがイノシシ用ということになれば、イノシシ用で今回、シカ用のやつをするということになれば、そこらは該当になります、基本的には。私ども今、この事業につきましては基本的にはシカの被害が多いということで、特にそういう地域については予算の事業の拡大ということで、シシ用からシカ用に、まあ兼ねるといいますか、そこも一緒にしてもらいたいというふうに考えております。

それから金額の上限ということでございますが、これは設置費用が特に、シカ用でいきますと、高いもので6,800円ほどかかりますが、メーター当たりですね、果たしてこれが必要かどうかというやつも視野に入れなければならないというためです。私どもが考えておりますのが、現在、森林組合等が施工しておりますシカネット、メーター当たり1,500円ぐらいでできるものがございます。これをすれば、今、中山間においては高齢化等の問題がございますので、施工的にも安易にできるというふうに考えておりますし、また先ほど高価のやつにつきましては、施工的に忍び返しとか、いろんな面で地域の方がちょっと無理、要するに業者に頼まなければ無理かなということになりますので、かえって私どもとしては、先ほど申したシカネット、要するにメーター1,500円ぐらいで地域の方が一緒にできるというようなやつで想定をしておりますので、そこらをあわせてPRのほうをお願いしたいと思います。

- ○議長(村上正弘君)答弁漏れ。
- ○教務課長(福本豊彦君)中学校の防犯カメラの件でございますが、基本的に今考えておりますのが、校舎の屋上のほうに3基ほど設置をしたいと。一応、いろいろな不審者等の関係がございますので、その辺、安全面を考慮した上で考えております。大体1台当たりが30万前後になるのではないかなというふうに今のところ考えておりまして、設置等の経費がございますので、そういうのを含めまして約30万ということで予算を計上させていただいております。
- ○議長(村上正弘君)三田議員。
- ○4番(三田敏和君)先ほどの防護ネットの件ですが、ということで、そのメーター6,800円が、そういう指定のものがあるということに対して、メーター1,500円のその森林組合が出すものをというようなことを答弁されましたが、ということは、この2,000万について、同じようなものでというような推進をしたいというお考えだろうというふうに思うんですが、それでいいのかどうかという件。

それともう一点ですね、さっき防犯カメラの件ですが、1台30万ということで、 屋上につけるということで、3基というふうに言われましたが、中学校は非常に広う ございまして、3基で全面カバーできるのかというようなこともちょっと考えられる ということと、それが録画機能がついているのかどうか。結局、不審者というふうに なりますと、その抑制という面もあるわけですが、結局、いつどのように入ったかと か、どういう人たちかというふうになれば、録画機能がつかないと意味をしないんで す。たまたま私がある中津のスーパーで痴漢ということがあった現場に遭遇したとき に、結局、その抑制のために防犯カメラがついているけど、録画機能がないために、 どういう人がそういう行為をやったかというのは結局わからずじまいになってしまっ たということがあるんで、その辺についてどういうふうにお考えなのかお聞きします。

- ○議長 (村上正弘君) 産業課長。
- ○産業振興課長(川口 彰君)まず、6,800円の設置費のやつがあるということでございますが、これはうちのほうも予算を2,000万上げておりますが、仮に6,800円の金網等を設置しますと、約3キロ弱しかできません。まあ、そのようなことから、うちのほうは2,000万に対して1,500円、メーター1,500円で約20キロぐらいの町内に整備ができるような品物というふうに考えておりますので、当然、上限額についてはちょっと検討しなければならないというふうに考えております。メ

- ーター当たりの上限額です。
- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君) 防犯カメラの数でございますが、基本的に最低これぐらいで、 あとは機能的なことになるかと思いますが、録画機能等につきましても当然、導入の 際には検討をした上で、そういうことができるような形で進めたいというふうには考 えております。
- ○議長(村上正弘君)三田議員。
- ○4番(三田敏和君)防護さくについてはですね、ぜひ、今シカがかなり平野のほうまで被害を及ぼす傾向がありまして、そういう状況であれば、ぜひ同じようなもので長くというか、メーター数を長くできるような推進をお願いしたいということと、防犯カメラについては、ぜひ録画機能がついたものを購入いただくように検討していただきたい。

もう答弁は要りません。以上です。

- ○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。 宮崎議員。
- ○2番(宮崎昌宗君)公用車の3台購入がありますけど、日産車ということで、具体的 に車名がわかれば教えてほしいのと、どういう形で購入するのか。

それから、先ほど亀頭議員から御質問があった大平楽の水源探査ですけど、水源があって、ボーリングをするとなったときに、そういった財源等を予算から確保できるのか。また、将来あの近くにパーキングができますので、さらに水の需要が予測されるので、唐原の水源地を使った水道計画を立てておられるのかというのと、あと、新吉富の道の駅の工事は具体的にどういったことを行うのか。

- ○議長(村上正弘君)総務課長。
- ○総務課長(友岡みどり君) それでは私のほうから、公用車につきまして御答弁させていただきます。日産車でございまして、車両ではバネットという車両を1台、それからラティオ、それからクリッパーバンということで軽のライトバンという、その3両でございます。
- ○議長(村上正弘君)企画課長。
- ○企画情報課長(矢野洋一君) それでは、水源探査を踏まえてのボーリング等の財源ということだろうと思いますが、今の段階ではかなり将来的な部分をにらんでの水源探

査ということで、今の段階ではボーリング等をやっていますので、影響調査を図るということは、具体的にはまだ日程は決めておりません。

それから、道の駅の改修の内容でございますが、この件につきましては議会の報告の中でも申しましたように、全体的な売り上げの減少という中で、施設等の老朽化、それから外見的な利用客にかなり飽きられているという形の中で、その改修を今回行っていきたいという、そのもとにつきましては、経営診断等を平成19年度に行いまして、それに忠実に基づいて今回の改修を計画したいというふうに考えておりまして、その概略でございますが、現在の直売所、それから工芸館、それからフードコートも含めて、全体的な見直しをですね、具体的な絵は今後考えてまいりますけれども、全般的な改修を考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君)百留横穴墓群の改修の件でございますが、これにつきまして は地元の地域づくりの団体と協議を重ねておりまして、御理解をいただきながら事業 のほうに着手するということで、計画を今回提案をさせていただいております。
- ○議長(村上正弘君)宮崎議員。
- ○2番(宮崎昌宗君)道の駅のことなんですが、思いますけど、どうも直売所というよりも、ですけど、半分が仕入れ販売所みたいな形になっているなと思うんです。あんまり直売スペースが少ないので、せっかく増設されるのなら、なるべく、農産品の場所が今狭いから、そういうふうなところを確保するように指導していただきたいと思いますが、いかがお考えですか。

それと、イベント用着ぐるみ購入とありますけど、ちょっと前から思っていたんで すが、あのブランドのキャラクターの名前は何かついているんですかね。

- ○議長(村上正弘君)企画課長。
- ○企画情報課長(矢野洋一君)今、道の駅の直売所の件につきましては、今回の改修計画の中に、議員御指摘のように、若干手狭であるということで、内部的なレジの位置とか、そういう問題点が指摘されておりますので、そういったものも含めて今回改修計画の中に取り入れたいというふうに考えております。
- ○議長(村上正弘君)産業課長。
- ○産業振興課長 (川口 彰君) 着ぐるみの件でございますが、基本的には今回製作しま

すのが、昨年商標登録をとりましたロゴマークの中に入っている女の子のデザインされた着ぐるみをするということでございまして、名前等についてはついておりません。

- ○議長(村上正弘君)宮崎議員、3回目です。
- ○2番(宮崎昌宗君)せっかくロゴマークをつくって、この前、議会の広報会でこの写真を使おうとなったとき、ああ、このキャラクター、名前何だったかなという話になってですね、せっかくそのキャラクターというのも、やっぱり名前がないとあんまり広まらないと思いますので、多分、桜とコスモスのモチーフだったと思いますので、「さくらちゃん」とか「コスモスさん」とかですね、「みどりちゃん」とか、何かかわいらしい名前でもつけたらいかがかと思いますけど、いかがでしょうか。
- ○議長(村上正弘君)産業課長。
- ○産業振興課長(川口 彰君) 貴重な御意見ありがとうございます。ぜひとも検討したいと思います。
- ○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。 茂呂議員。
- ○9番(茂呂孝志君) 6点ほど質疑いたします。 まず、町内企業雇用安定調整補助金について伺います。
- ○議長(村上正弘君) 茂呂議員。わかればページをちょっと指摘してもらえば、みんな わかりやすいんやけど。
- ○9番(茂呂孝志君)ああ、ちょっとページまで書いていないんですよ。

町内企業調整補助金について伺います。町内で対象とする企業、これはどの程度なのか。それから、町民の雇用確保がどのように企業で約束されているのかです。

それから、道の駅しんよしとみの空間創設事業についてですが、当初1,200万円 出して、あのところをお客さんが通りやすいような工事をするという計画がありまし たが、今回、直売所の増設で、当初の3月議会で提案されたその計画に一部変更があ るかどうか、お伺いいたします。

それから、げんきの杜の外壁の改修工事なんですが、そこも、げんきの杜もひびが 入っているということはわかるんですが、それ以上に特養の外壁のほうが激しいとい うことで、かなり大きな割れ目があり、雨が降ると中に入り、鉄筋が腐食するという ことも考えられます。これについてはどのように考えておられるのか。

それから、庁舎の屋根の遮熱塗料工事なんですが、これでどの程度効果があると見

込んでいるのか。

それから、新型インフルエンザ対応備品整備事業なんですが、確かに今、新型インフルエンザ、これもありますけれどが、これと同時にA・B型のインフルエンザ、これは当初は冬にこれが、インフルエンザが発生していたということですが、最近、年じゅう通してこういうことが発生するということが言われています。それで予防接種も年1回、今町がやっていますが、これを2回にふやすということは考えなかったのか。ここの予算措置も考えなかったのか。

それから最後に、まあ細かなことなんですが、学校のグラウンドの整備のために乗用の草刈り機を購入するということで予算が70万円ありますけれどが、大体、乗用の草刈り機というのは50万程度であるんですけれどが、どのような考えで計上されたのか。

以上、お尋ねいたします。

- ○議長(村上正弘君)企画課長。
- ○企画情報課長(矢野洋一君)雇用調整等補助金の対象企業数ということで、先ほど亀 頭議員のときに御答弁させていただきましたけれども、農工法で誘致した企業以外、 個人企業、それから有限会社等ございますけれども、まあ全体の企業数については申 しわけないんですが把握はしておりません。今回の制度によってどの程度の恩恵を受 けるかということについても把握はし切れておりませんが、小さな企業につきまして は、セーフティーネットの借入金等で利子補給、それから保証料の部分で公的な補助 をしておるということもございますので、その辺についてはある程度のカバーはでき ているのかなというふうに考えております。

それから、雇用の関係で、町内でこういう約束が何かできているのかなということでございますが、そういった約束はございません。とりあえず今年度の4月の新規採用が、各企業かなりの数を採用しております。というのは、内定の取り消しという部分が、非常に景気が悪くなった関係上、そういったことを、当然あってはならないことですが、せずに、きちんと4月からかなりの人数を採用しているというところも踏まえまして、今回こういった制度をこしらえたらどうかということを思い立ったわけでございまして、先ほど議員御指摘の約束というものはございません。

道の駅でございますかね。道の駅につきましては、芝生広場の分が、昨年度、20 年度のいわゆる活性化対策の分で繰り越しを行いまして、そして今年度2,000万の 予算で芝生広場の事業を行うことにしております。その分に加えまして、今回、臨時 経済対策交付金というものが来ましたので、家屋の部分につきましてこの補助金を使 わせていただきまして、集客力の向上を図りたいというものでございます。

- ○議長(村上正弘君)健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(坪根勝磨君)特養の外壁の関係でございますが、げんきの杜におきましては、特殊建築物ということで一定の定期報告の中で指摘があって、改修の必要性を指摘されたということで、今回予算に計上しているというふうに聞いております。特養施設につきましては、御指摘のように老朽化に伴いましてクラックが外壁に生じております。これにつきましては一応、施設のほうに危険性とかがないか、緊急に修繕をする分につきましては直ちに施設のほうで対応していただきたいということでお願いをしているところでございます。

それから、インフルエンザ対策でございますが、今回インフルエンザ対策として考えておるのは、住民向けの備蓄ということで考えております。内容としましては、御承知のようにマスク等インフルエンザ物品が新型の対応によって供給が間に合っていないというような状況がございます。こういった不安を解消すると同時に、流行時に住民の方、本来はこういった備蓄も住民みずから対応していただきたいという基本的な考え方がありますが、こういった備蓄への意識を高めるという意味合いから、今回は住民の皆さん各世帯に一定のマスク等の備蓄物品ということで配布をしたいというふうに考えております。

予防接種に関しましては、先ほど2回の接種をということでございましたが、これはもう1回の接種でその有効性というのは確保されておりますので、基本的に季節性のインフルエンザについては現在の対応でいいと認識しております。

以上です。

- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君) 議員質問の草刈り機、乗用草刈り機でございますが、基本的にうちのほうで調査をしました分につきましては、大体15馬力程度のもので、大体70万ということでありましたので、その分を予算計上をいたしております。

以上です。

- ○議長(村上正弘君)総務課長。
- ○総務課長(友岡みどり君)庁舎の改修工事に伴いまして、遮熱効果はどれぐらいある

のかという御質問でございます。基本的にはこの工法で体育館温度が2度前後ぐらい 下がるのではないかというふうに考えております。

- ○議長(村上正弘君)茂呂議員。
- ○9番(茂呂孝志君)町内企業雇用安定調整補助金なんですが、内定取り消しを防ぐためとか説明がありましたけれどが、内定取り消しというのはね、大体これは違法行為ですからね。これをやめさせるために補助金をやるという必要は、まず頭からありません。

それから、雇用の確保なんですが、約束されていないということでありましたので、 それはそれで。

それから、新型インフルエンザの件ですが、1回で有効であるという説明でありましたけれどが、今までは菌は乾燥とか温度が低いとかにはあるんですが、高温とか多湿には弱いということで、大体、繁殖しなかったということで、菌がほとんど死んでいたということで、1回程度でよかったということですが、最近、菌のほうも変化がありまして、夏、だから多湿、それも菌が死ななくなったということで、年じゅう発生するようになっているということらしいんですよね。それで、なかなか1回ではということで、効き目が、効果がないんではなかろうかなと思うんですが、その点どのようなお考えなんでしょうか。

- ○議長(村上正弘君)健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(坪根勝磨君)じゃ、私のほうからインフルエンザの関連ですけれども、 これにつきましては、確かにインフルエンザ長期化とか、今のように暖かい時期になっても依然、季節性のインフルエンザが蔓延するというふうに、インフルエンザへの対応も徐々に変わっているわけなんですけれども、基本的にはもう現状では国の示したそういった内容で、そういった接種勧奨はですね、今後出てくるようであれば、そういった国の動向を見て対応したいと思っております。
- ○議長(村上正弘君)茂呂議員。
- ○9番(茂呂孝志君) 3回目ですから。

雇用の問題については、内定取り消しということは、これは違法行為ですから、こういうことはもう補助金をやる必要はないということで、なかなかそれに対する問いについては答弁しにくいでしょうが、まあ、それはもうそれで、そのためなら予算措置は必要ないと思います。

それで、最後にお聞きしますが、特養ですよね。老朽化によりクラックがあるということで、施設で対応していただきたいということなんですけれどが、施設も今後の老朽化に備えて基金を蓄えておかないと、なかなか次に施設を継続するということが難しくなってくると思います。そういう意味では、まだ基金が不足しているのではないかなと思うんですよ。いろんな制度を活用して、あるのかないのかわかりませんけれどが、補助金などが適用されれば、そちらのほうでできるだけ、まあ公共施設には間違いないわけですから、できるだけ負担が少なくなるということになると、町の財政支出も少なくなるんで、そこらあたりは検討していただけないだろうかということです。再度答弁を求めます。

- ○議長(村上正弘君)茂呂議員、特養のことですか。
- ○9番(茂呂孝志君)特養。これも含めてね、まあ予算の繰り越しもあるということで、 当初説明がありましたので。
- ○議長(村上正弘君)大体、議題外にわたるかと思いますけど、回答できますか。 総務課長。
- ○総務課長(友岡みどり君)じゃ、私のほうから。

特別養護施設につきましては、本町といたしましては、社会福祉協議会に指定管理者として指定しているわけでございます。現在、本町としてまだ起債等が残っておりまして、年間3,000万円ほど償還をしているわけでございますが、それに伴いまして、その施設を社会福祉協議会のほうで事業を展開しているということで、その施設に対する使用料相当分につきまして、本町としては徴収いたしておりません。そういう意味では、当然、その経営の中で利益というものが上がっていると思いますので、それを若干留保財源として確保されているということで、私どもは認識しております。その留保財源で、今後はそういう補修等は賄っていただきたいというふうに考えておりまして、本町としては一切財政的な負担を強いるということは考えておりません。

- ○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。 坪根議員。
- ○13番(坪根秀介君)1点お尋ねします。13ページの商工費の1目、ログハウス塗装改修工事ですか、これは設計も含めて1,700万ということで、年間に1,200万の収入しかないところに1,700万ということで結構なことだと思いますけれども、確認のために、この内容についてもう一度説明ください。

- ○議長(村上正弘君)企画課長。
- ○企画情報課長(矢野洋一君)工事の内容でございます。現在ログハウスが全部で9棟 ございます。それから管理棟、それから倉庫、それから貯水槽がございます。これは すべて一応、今回の塗装範囲の対象に入れております。

それからもう一つ、ログハウスを利用された利用客が、雨天の場合、焼き肉等が夏場は多いわけでございますが、そのときに、利用する雨よけ施設がないということで、今回、雨よけ施設と2カ所、その域内に整備したいということで、今回の塗装等改修工事費の中に入れております。

以上でございます。

- ○議長(村上正弘君)坪根議員。
- ○13番(坪根秀介君)ログハウス自体、手づくりというイメージというかですね、きこりがおの一つでつくるようなものでございます。極力あそこに、今行ってみられたらわかると思うんですけども、非常に景観のすばらしいところで、景色が本当にいいんで、あの辺にそぐわないようなものはつくらないほうがいいと思いますし、うちの議会の中にも森林組合のトップがおりますし、その辺よく相談されて、すばらしいものをつくってもらいたいなと。手づくりで本当にいいものをつくってほしいなというふうに思います。

以上です。

- ○議長(村上正弘君)回答は議員、いいですか。企画課長。
- ○企画情報課長(矢野洋一君)なるべくそういった景観に配慮した形で考えていきたいというふうに思います。
- ○議長(村上正弘君)ほかにありませんか。安元議員、先ほど終わったんじゃないですかね。
- ○5番(安元慶彦君) 私はあのときはね、福本課長に対して、予算の性格をお尋ねした だけであって、個別については後で言いますということで言い残しているはずですけ れども。
- ○議長(村上正弘君)総括質疑ということでですね、先ほど福島議員の質問を許可したのは、それはわかっていましたけど、あれは特別ということで許可しましたけども、私としては先ほど安元議員の質疑は終わったものと判断しておりますけれども、特別に……。

- ○5番(安元慶彦君)ですから、個別については遠慮しとったんです。個別については 遠慮しとったんですよ。
- ○議長(村上正弘君) いや、総括ですから。全部ですよ。どうしても聞きたいことがあれば、先ほど、もう時間も過ぎておりますけど、1 問だけ特別に許可をしたいと思いますけれども。特別ですよ。
- ○5番(安元慶彦君)はい。げんきの杜の外壁改修の関係ですけれども、昨年調査を実施したということで発見されておるわけですけれども、これはさっきから話が出ておりますように、瑕疵担保等の関係は考えられませんか。
- ○議長(村上正弘君)教務課長。
- ○教務課長(福本豊彦君)げんきの杜につきましては、設置が平成12年ぐらいだったと思いますが、基本的にこの施設につきましては、建築基準法に基づきまして特殊建築物ということで指定をされております。3年に1回の定期報告を行いまして、それを監督行政庁であります県の建築指導課のほうに提出をするわけなんですが、毎年行っていく中で、昨年度調査をいたしまして、亀裂等が生じている、タイルの浮きも一部についてはあるということで、調査結果が県のほうに報告されたわけでございます。それに基づいて県のほうから、その分の改修については3年以内に改修するようにという行政指導がございましたので、それに基づきまして今回、外壁改修の予算を計上させてもらったということで、議員おっしゃるように、瑕疵等につきましては、基本的にそこまで私も当時の契約書等を確認いたしておりませんので、ここで御答弁をはっきりはできかねます。

以上です。

- ○議長(村上正弘君)ほかにありませんか。(「質疑なし」という声あり)
- ○議長(村上正弘君)質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、議案第44号を反対の立場から討論いたします。 町内企業雇用安定調整補助金についてです。この補助金で町内の雇用がどの程度守れるかということでお尋ねしましたが、企業との約束はないということであります。 限られた予算の中で町民の生活を守るためには、不幸にして仕事を失った場合、その 方たちへの生活の支援に予算組みを優先して組むべきだということを申し上げまして、 この議案に反対いたします。

- ○議長(村上正弘君) ほかにありませんか。 安元議員。
- ○5番(安元慶彦君) 私も反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算につきましては、国からの特別交付金というものであって、何となく無理に消化している面もあるんじゃないかという感がぬぐえません。前回の補正でもありましたように、どうも公に厚く民に薄い面があるんじゃないかということと、それから今回の中でも応益と負担という、これは基本的な原則ですね、この年度に限って100%補助するというようなことは、私は悪い例を残すものであるというふうに思うわけです。やっぱり原則はしっかり守って、将来に禍根を残さないというようなことで、税は公平に執行されるべきものだというふうに思っておりますし、そういう観点からして、この補正予算には反対をいたします。

以上でございます。

- ○議長(村上正弘君)ほかにありませんか。(「討論なし」という声あり)
- ○議長(村上正弘君)討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君)起立多数。よって、議案第44号 平成21年度上毛町一般会計 補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君)日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長より、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(村上正弘君)異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しま した。

○議長(村上正弘君)日程第16、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長より、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りをします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しま した。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

平成21年第2回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 0時18分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。 平成21年6月19日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員